

「早期帰還・定住プラン」に基づく工程表の公表について

- 昨年 3 月に策定した「早期帰還・定住プラン」※に基づき実施する住民の帰還・定住を加速するための取組については、原子力災害被災 12 市町村の置かれている状況が異なるため、自治体毎に個別・具体的に進めていくことが不可欠であることから、自治体毎に「工程表」を策定することとし、関係機関等との調整を行ってまいりました。
 - この度、南相馬市、川俣町の 2 市町の「工程表」について調整が整ったことから、本日、復興庁、福島県及び市町村のホームページで公表することとしましたのでお知らせします。
 - 「工程表」を策定する目的は次の通りです。
 - ① 国、県、市町村等の関係者が時間軸の下で全体の工程を共有し、個別の事業を遅滞なく、着実に進める。
 - ② 帰還する住民の目線に立ち、住民の方々にとって帰還のために必要な環境の整備の進捗状況、今後の見通しを具体的に示す。
- 例
- ・ 南相馬市では、除染実施計画に基づき、生活圏の除染を平成 28 年度まで計画的に進めることや、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去等を平成 26 年度内に実施する旨記載。
 - ・ 川俣町では、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去等を平成 26 年度内に実施する旨記載。
- 今後、葛尾村等でも工程表の策定を予定しており、関係機関との調整が整い次第、順次公表を行う予定です。

※ 帰還を望む住民の一日も早い帰還を実現するため、昨年 3 月 7 日に「福島復興再生総括本部」にて取りまとめたプランです。原子力災害被災 12 市町村を対象とし、国が前面に立って取り組むべきこととして、生活環境の整備、インフラの早期復旧、除染、賠償などの方針を示したものです。

【連絡先】

復興庁 原子力災害復興班 佐藤、中村、西尾
電話:03-5545-7368

- 原子力災害被災自治体の置かれている状況が異なることを踏まえ、住民の帰還・定住を加速するための取組を自治体毎に整理し提示
- 国、県、市町村等の関係者が時間軸の下で全体の工程を共有
- 住民の方々にとって帰還のために必要な環境の整備の進捗状況、今後の見通しを具体的に提示

● 南相馬市

除染実施計画に基づき、生活圏の除染を平成28年度まで計画的に進めることや、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去等を平成26年度内に実施する旨記載

| 必要な帰還・定住環境 | 環境整備の方向性と取組の内容 | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | | 平成28年度 | | | | 平成29年度以降 | 完了時期 | |
|----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----|--------|----|-----|----|--------|----|-----|----|----------|------|------------------|
| | | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | | | |
| 除染の実施及び除染廃棄物管理 | 避難指示区域内（国） | 特別地域内除染実施計画（南相馬市）に基づき、宅地及び近隣の森林については平成27年度内の完了を目途に優先的に除染を実施する。その他については平成28年度内の完了を目途に除染を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | 平成27年度 平成28年度 |
| | その他（市） | 南相馬市除染実施計画に基づき完了目標は、農地除染については、平成27年3月末までとし、生活圏については、平成29年3月末までとする。除染目標は、平成26年12月末までに、市民の年間の追加被ばく線量を平成23年9月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて60%低減することを目指す。ただし、「特定避難勧奨地点を含む区域」及び「年間5ミリシーベルト超を含む区域」を除く「その他の区域」については、平成28年度末までに空間線量率0.23マイクロシーベルト以下となることを目指す。なお、長期的な目標は、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを長期目標とする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害廃棄物処理 | 避難指示区域内（国） | 引き続き帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入を実施。仮設焼却炉について、今年度中に施設の建設工事に着手する。 | | | | | | | | | | | | | | 未定 |
| | その他（市） | 災害廃棄物処理については、平成26年度内の搬入完了、平成27年度の処理完了を目標として事業を進めていく。 | | | | | | | | | | | | | | |

● 川俣町

帰還の妨げとなる廃棄物の撤去等を平成26年度内に実施する旨記載

| | 環境整備の方向性 | 平成25年度 | | | | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | | 平成28年度以降 | 備考 |
|------|----------------------------------|--------|----|-----|----|------------------|----|-----|----|--------|----|-----|----|----------|----|
| | | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | | |
| ごみ処理 | 帰還の妨げとなる廃棄物の撤去等（災害廃棄物推定量：3,300t） | | | | | 廃棄物の撤去及び仮置き場への搬入 | | | | | | | | | |